バランスシート作成と財政再建

―― 国及び地方自治体におけるバランスシート作成の動向と今後 ――

〔要　　旨〕

1．近年，公的セクターでのバランスシート導入が急増している。昨年10月には，わが国で初めて国のバランスシートが試作された。地方自治体では国に先行する形で，多くの自治体がすでにバランスシートを作成公表しており，昨年３月には自治省（現総務省）から作成の統一基準が提示された。

2．地方では1987年に熊本県によって初の地方自治体のバランスシートが作成された。自治省のマニュアルが公表されるまでにバランスシートを作成した都道府県は三重県，宮城県，東京都，神奈川県など13団体にのぼっている。

3．このような背景には，現行の公会計に多くの問題があることが指摘されているからである。現在の政府の会計制度は現金主義をとっており，ストックよりもフロー，決算（結果）よりも予算が重要視されている。また財務情報の公表についても，国レベルでは一般会計，地方レベルでは普通会計の情報が重要視され，国や地方政府の出資する特殊法人等も含めた全体像は把握しにくい状況である。さらにこのことが，財政悪化が叫ばれるなかで，隠れ債務の存在を不安視する国民の懸念材料にもなっている。

4．以上のようななかで，国及び地方政府によるバランスシートの導入が進んでいるが，依然として初期段階であり，その作成の位置づけ，活用状況についてはまだ確立されていない。国民がバランスシート作成に期待しているものは，財政再建に資するための情報提供，効率的財政運営に向けた一つのステップであり，今後のより深い進展を期待したい。

目　次

はじめに
１．国のバランスシート作成
２．地方自治体のバランスシート作成の現状
３．自治省方式と東京都の「機能するバランスシート」
４．バランスシート作成と財政運営の効率化

はじめに

昨年10月10日に大蔵省によりわが国初めての国のバランスシートが発表された。しかし，特殊法人や地方自治体との連結がなされていないことが，大きな問題点の一つと指摘された。一方で，地方自治体側におけるバランスシート作成は国より早くから始まっていた。1987年から始めた熊本県を筆頭に現在100以上の自治体が財務諸表を公表している。

本稿では，このような地方自治体のバランスシート作成の現状を紹介し，政府のバランスシート作成の意義について整理したい。

１．国のバランスシート作成

昨年10月10日に，わが国初の「国の貸借対照表（試案）」が公表された。「財政事情の説明手法に関する勉強会」と称する学者，会計士等からなる有識者と大蔵省（現財務省）が中心となって，１年がかりでまとめたものである。

また同時に，上記勉強会の参加者の連名でだされた「国の貸借対照表の基本的考え方」という冊子のなかで，国のバランスシート作成の目的は，国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の向上と表明している。そして貸借対照表の公表の結果，「国の資産・負債に係わる各種の情報について，一覧性のある形で説明することができるようになり，単なる財政状況の説明にとどまらず，国の広範な活動の全貌を俯瞰する手がかりをも与えることになる」（「国の貸借対照表の基本的考え方」より抜粋）としている。

特徴としては年金債務を３案に分けて表示したことである。年金の将来給付現価を将来の保険料収入，積立金，国庫負担と三つに区分し，積立金分のみを負債計上（アメリカ方式と同様），積立金及び国庫負担分を負債計上，将来給付を全額負債計上という三つの案を提示した（第１表）。この結果，資産・負債差額は最小でマイナス約133兆円，最大でマイナス約776兆円となったが，これは現行年金制度及び様々な要因を仮置きしたものであり，公的年金の問題は大きな懸念材料の一つではあるが，この債務超過額の部分に注目が集まりすぎてしまったとも言える。

当該バランスシートの対象は国の一般会計及び38の特別会計であり，その会計間の債務・債権は相殺され，例えば公債残高についてみると，発行残高約315兆円に対して資金運用部特会，郵貯特会等の政府の保有

第1表　国の貸借対照表（試案）

――1999年３月31日現在――

（単位　兆円）

資産の部			負債及び資産負債差額の部	
現金預金		33	未払金及び未払費用等	12
有価証券		106	郵便貯金	252
未収金及び未収収益等		22	資金運用部預託金	7
貸付金		267	民間保有短期証券	24
その他の債券		19	民間保有公債	187
貸倒引当金等		△ 1	借入金	3
有形固定資産	土地	31	保険準備金等	112
	立木竹	6	退職給与引当金等	28
	建物	8	公的年金負債　①	791
	工作物	5	②	928
	機械機具	6	③	1,435
	船舶	1		
	航空機	1		
	公共用用地	26	（資産・負債差額）	
	公共用施設	81	①	△132
投資等		39	②	△269
			③	△776
資産合計		658	負債及び資産・負債差額合計	658

資料　大蔵省（現財務省）

（注）　公的年金にかかわる負債の考え方

〈年金の将来給付現価〉

将来の保険料収入
積立金
国庫負担

①案　公的年金の将来給付は負債計上しない。但し，積立金分は預り金として負債計上アメリカ型

②案　公的年金の将来給付の一部（積立金と国庫負担分）を負債計上

③案　公的年金の将来給付全額を負債計上

する分約128兆円は差し引かれ，約187兆円が計上されている。また，財投融資制度の下での貸出については，地方公共団体や住宅金融公庫等の特殊法人への貸付金として計上されている。欄外に偶発債務として特殊法人への政府保証約53兆円や未履行債務を注記している。

財政の透明性を高めるという目的のもとに作成された国のバランスシートであったが，特殊法人及び地方自治体という公的セクター全体の把握には至っていない。つまり，国民が最も不安視している特殊法人等は連結されていなかった。

アメリカにおいてGASP（アメリカ公会計基準審議会）が概念意見書のなかで，政府の財務報告の情報が有すべき特性を示している。

①理解可能性

②信頼性

③適切性

④適時性

⑤首尾一貫性

⑥比較可能性

以上六つの点からみてもわが国の貸借対照表はまだ試作という域を出ていないといえる。この度のバランスシート作成にあたってはアメリカの状況が大きく意識されたようであるが，ニュージーランド，イギリスなどの先進国ではさらに進んで，いわゆるNPM（ニューパブリックマネジメント）の考え方に基づき，行財政活動における効率的運営のための一環として位置づけられている。

国のバランスシート作成は，来年も引き続き行われるようであるが，技術的面ではなく，そのバランスシートの位置づけに対する認識がより重要であろう。その意味でも，国に先行している地方自治体の動向を次に紹介する。

２．地方自治体のバランスシート作成の現状

前述のように昨年10月に国のバランスシートが示されたが，地方自治体においてはより早い段階から情報公開を目的に始まっていた。わが国ではじめてバランスシートが導入されたのは1987年の熊本県で

ある。その後は数多くの地方自治体が独自に作成しており，昨年３月には，自治省(現総務省）からバランスシート作成マニュアルが公表されるに至った。

自治省が昨年10月に発表した2000年８月末時点での地方自治体のバランスシート作成状況をみると，都道府県レベルでは作成済み17団体，作成中は30団体であり，全自治体が作成中あるいは作成済みという状況であった。大半が自治省方式を採用あるいは再度自治省方式を導入しているが，引き続き３団体（東京都，神奈川県，宮城県）が独自方式での作成公表を進めている。市町村区レベルでは，作成済み団体は56(全自治体に占める割合は1.7%）であり，2,669（全体の82.1%）が作成または検討を行っている（第１,２図)。

第1図　地方自治体におけるバランスシートの作成状況

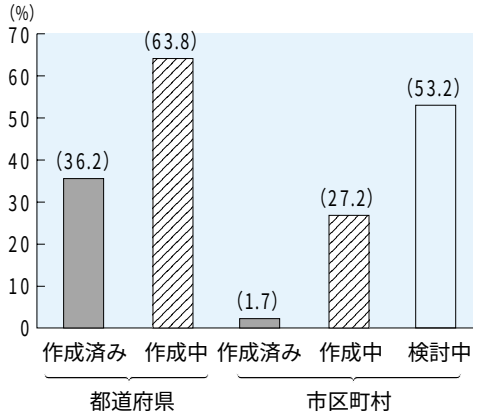

資料　自治省「地方公共団体のバランスシート作成状況について」

第2図　都道府県のバランスシート

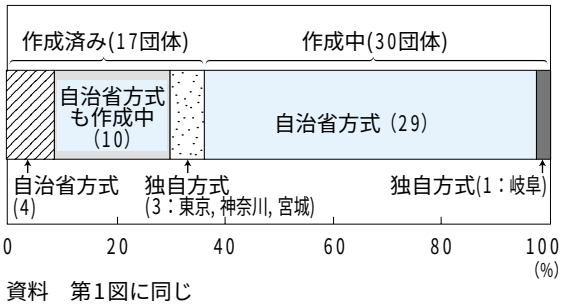

資料　第1図に同じ

はじめてバランスシートを作成したのは熊本県であるが，その1987年に始まって昨年までの動向をまとめたものが，第２表である。

自治省方式が発表される前までにバランスシートを作成した都道府県は13団体であった。昨年公表された自治体のバランスシートは大半が自治省方式を採用しているが，そのなかで宮城県，東京都，神奈川県等が同方式でのバランスシートを採用しないのは，すでにより充実した独自方式を開発しているからであると考えられる。

自治省方式は統一基準で比較可能であるということがメリットであるが，これまでにも(財)社会経済生産性本部(神奈川県藤沢市等）や構想日本（岩手県，三重県，宮城県，高知県など９県と15市区町）などは各自治体の貸借対照表が比較可能なように独自に作成基準の統一化をはかってきた。

それぞれのバランスシート作成方式において違いが出てくる主要な項目をみてみると以下のようになる。

①インフラ資産の計上
（決算統計積み上げor財産基本台帳，取得原価主義or時価主義）

②減価償却の有無

③退職給与引当金の取り扱い

④債務負担行為（計上or注記）

⑤連結範囲
（普通会計のみor企業会計等も含む連結）

第2表　都道府県のバランスシート公表

	自治体名（作成体制など）	概　　要
1987年 10月	熊本県 熊本県総務部 (財)地方自治協会方式	貸借対照表＋収支計算書(経常＋資本)。決算統計の普通建設事業費の累計額を試算の取得価額に設定し，後のバランスシート作成に大きく影響
1998年 ３月	**<u>三重県</u>** 三重県総務部	普通会計貸借対照表＋普通会計収支計算書 94年度末～98年度末まで公表済み
1999年 ３月	**宮城県** (財)宮城総合研究所に委託。宮城大学教授天明茂氏専門家及び庁内関係課職員による合同研究pjチーム編成	普通会計と公営企業９会計（法適用・法非適用）との連結貸借対照表等財務諸表。貸借対照表＋損益計算書＋資金計算書。91年度末～97年度末分を時系列で公表。継続して98年度末公表済み
７月	東京都 都財政局財政課	財政再建推進プランの(別紙)として公表。普通会計のみ対象 **→2000年５月に連結「機能するバランスシート」を公表**
８月	神奈川県 神奈川県財政課	普通会計のみ対象。97年末時点 道路，港湾などの公共土木施設の資産評価の際，決算統計を使用せず財産台帳を基に時価評価を採用
８月	広島県	西日本ではじめて。インフラ外資産は減価償却を行う
９月	京都府	府議会本会議の代表質問で荒巻知事が公表。毎年試算することを表明
９月	鳥取県	インフラ資産を除いても，資産が負債を上回っていることを公表し，財政の健全性を表明
11月	山梨県	99年度からの３年間で取り組む新行政改革大綱案に盛り込まれ，94～98年度末まで公表
2000年 ３月	**<u>滋賀県</u>**	健康福祉部門，教育部門，土木部門についても部門別貸借対照表を試算
４月	**岩手県** 構想日本等との共同研究	バランスシートと行政コスト計算書を合わせて公表
４月	**<u>秋田県</u>**　同上	同上
５月	**<u>高知県</u>**　同上	同上
６月	富山県	自治省方式
７月	**<u>静岡県</u>**	自治省方式
７月	佐賀県	自治省方式
８月	兵庫県	自治省方式

資料　自治省及び各自治体ホームページ
（注）　**下線（太字）**…構想日本との共同研究メンバー

⑥地方債

（交付税措置のある地方債残高の取り扱い）

⑦資金収支計算書等の作成

自治省のマニュアル発表以前にバランスシート作成に踏み切った自治体の背景をみると共通項が浮かび上がる（第３表）。

熊本県は87年当時第２期細川知事の下，県財政の効率化のため，民間企業の経営感覚を持ち込もうという目的で貸借対照表の作成が行われた。三重県は95年より国政から転身した北川知事のもと，強力に行財政改革に取り組み始めた。

宮城県では，知事・市長による汚職によって不透明な行財政活動が批判されるなか，無党派の浅野知事の当選により行財政改革・情報公開の徹底が推進されることになった。東京都，神奈川県の場合も財政危機宣言をせざるをえないところまで追い込

第3表　各地方自治体のバランスシート比較

		熊本県	三重県	宮城県	神奈川県	藤沢市	臼杵市
発表年		1987年	1998年	1999年	1999年	1997年	1998年
作成担当		県総務部により(財)地方自治協会方式を採用	県総務部政策評価推進課	(財)宮城総合研究所及び庁内関係職員との合同プロジェクト	県財政課	(財)社会経済生産性本部	臼杵市バランスシート係
作成発表した体系		バランスシート 収支計算書 ・経常的収支 ・資本的収支	貸借対照表 収支計算書 ・経常会計 ・建設会計	貸借対照表 損益計算書 資金計算書	資産負債対照表	貸借対照表 収支計算書 ・資本収支 ・経常収支 その他	貸借対照表
範囲		普通会計	普通会計	普通会計及び公営企業会計全9会計との連結	普通会計	普通会計	普通会計
資産に関して	インフラ資産の評価	取得原価主義 1965年以降の決算統計を累計	取得原価主義 1965年以降の決算統計を累計	取得原価主義 普通財産は時価評価 1970年以降の決算統計を累計	時価主義 財産台帳	取得原価主義 1970年以降の決算統計を累計	取得原価主義 普通財産は時価評価 1970年以降の決算統計を累計
	減価償却の考え方	道路，橋梁は15年，その他は耐用年数40年として計算	耐用年数50年で計算	インフラ資産は計算せず，インフラ外資産は目的費目別に設定	計算しない	インフラ資産は計算せず	インフラ資産耐用年数20年残存価額50%，インフラ外資産40年，10%
負債について	債務負担行為	注記	流動負債の未払金	注記 一部を未払金	無し	注記	無し
	交付税措置の地方債	区別無く総額計上	区別無く総額計上	区別無く総額計上	区別無く総額計上	区別無く総額計上	交付税措置のある市債についてはその額を注記
	退職給与引当金	計上無し	期末要支給額の20%	期末退職要支給額の100%	期末要支給額の100%	計上無し	期末退職要支給額の40%

資料　東京都「機能するバランスシート」及び各地方自治体ホームページ
（注）　取得原価主義：有形固定資産の評価額は決算統計の普通建設事業費の額を累計することにより算定。

まれた深刻な財政悪化が背景にあり，石原都知事に象徴されるような改革派の首長が誕生した。

市町村レベルで最も先進的な自治体の一つである大分県臼杵市のケースも同様である。同市はバランスシート導入についてそのプロセスもホームページで公開するなど積極的な取り組みをしており，他の自治体から多くの視察があるという。同市は95年決算において自治省から財政再建計画の提出を求められる「公債費の適正化団体」に指定された。また同時期に後藤市長という地元大手製薬会社の社長であった民間出身の首長が誕生し，民間企業の経営手法を行財政改革に導入していくことになる。

このように深刻な財政危機あるいは行政への不信，そのなかでの強力な改革推進派の首長（リーダー）の誕生が上記自治体には共通しているといえる。

３．自治省方式と東京都の「機能するバランスシート」

ここでは具体的に自治省方式と東京都の「機能するバランスシート」について紹介する。

昨年３月に公表された自治省マニュアルの特徴としては，対象範囲がまだ普通会計に限定され，有形固定資産の評価額は取得原価主義（但し,土地以外は減価償却）を採用していることである。また，地方自治体によっては，地方債残高のうち交付税措置のある地方債を区別して計上したり，欄外に注記することで，その地方債残高のすべてが単独の将来負担ではないことを示しているが，自治省方式では「必要に応じ付属書類で表示」としている。財務分析としては住民一人当たりのバランスシートの作成も推奨している。

各自治体が独自に作成していた段階では，作成手法が様々であり比較が難しいという問題点があったが，この統一基準により比較が可能になった。また，作成を補助するソフトも同時に配付したといわれ，昨年春以降バランスシートを作成する地方自治体は急激に増え，その大半が自治省方式に依っている。

一方，東京都は2000年５月に「機能するバランスシート」を公表した。都としては

第4表　東京都の「機能するバランスシート」と自治省マニュアル

		東京都「機能するバランスシート」	自治省マニュアル
発表年月		2000年５月	2000年３月
作成者等		中地宏氏(東京都参与)を中心とする専門家グループ	「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」
作成発表した体系		貸借対照表，行政コスト計算書，キャッシュフロー計算書等	貸借対照表
特徴等		自治体ではじめて地方公社まで連結。また部門別バランスシートも導入し，例示として多摩ニュータウン計画を財務評価。損切りルール等を提言	団体間比較を可能にするために統一基準を提示。また今後の財務分析に資するよう住民一人当たり値の算出を提言
範囲		普通会計，特別会計，公営企業，東京都管理団体を含む都の活動全体	普通会計
資産関連	固定資産	取得原価主義 財産台帳を基に評価。道路・橋梁については1969年度以降の決算統計を積み上げし欄外注記	取得原価主義 1969年以降の決算統計の普通建設事業費を累計
	減価償却	地方公営企業法施行規則等による耐用年数等を利用	土地は計算せず その他は普通建設事業費の区分ごとに耐用年数を設定
負債関連	債務負担行為	付属説明書に注記 「工事請負契約及び物件購入契約等」については未払金に計上	PFI等に関しては見返り財源を計上，第三セクター等の損失保証等にかかわる債務負担行為の設定額は債務が確定分を除き欄外注記。利子補給等にかかわるものも注記
	地方債の交付税負担分		区別無し 参考として添付可
	退職給与引当金	要支給額の100%計上	要支給額の100%計上

資料　自治省及び東京都ホームページ

第5表　東京都全体のバランスシート（抜粋）

（単位　億円）

	東京都					東京都管理団体			全体合計	対普通会計倍率
	普通会計	特別会計	小計	公営企業会計	合計	株式会社	公益法人等	計		
流動資産	4,505	164	4,669	9,291	13,960	6,111	3,260	9,371	23,331	5.2
現金預金	227	163	390	5,907	6,297	928	1,263	2,191	8,488	
貸付金	0	0	0	285	285	0	42	42	327	
その他	4,278	1	4,279	3,099	7,378	5,183	1,955	7,138	14,516	
固定資産	122,764	2,935	125,699	130,033	255,732	16,274	13,297	29,571	269,369	2.2
有形固定資産	92,610	2,816	95,426	105,863	201,289	7,419	331	7,750	209,039	
貸付金	17,900	119	18,019	9,835	27,854	532	333	865	14,212	
その他	12,254	0	12,254	14,335	26,589	8,323	12,633	20,956	46,118	
繰延資産	152	0	152	95	247	11	0	11	258	1.7
資産合計	127,421	3,099	130,520	139,419	269,939	22,396	16,557	38,953	292,958	2.3
流動負債	8,956	38	8,994	3,492	12,486	4,215	1,712	5,927	18,413	2.1
未払金	3,714	1	3,715	2,089	5,804	322	632	954	6,758	
借入金	5,184	36	5,220	-	5,220	3,509	226	3,735	8,955	
その他	58	1	59	1,403	1,462	384	854	1,238	2,700	
固定負債	97,032	2,234	99,266	69,629	168,895	15,759	12,872	28,631	183,019	1.9
未払金	12,353	0	12,353	0	12,353	125	1	126	12,479	
借入金	70,451	1,991	72,442	58,421	130,863	14,847	11,032	25,879	142,235	
その他	14,228	243	14,471	11,208	25,679	787	1,839	2,626	28,305	
負債合計	105,988	2,272	108,260	73,121	181,381	19,974	14,584	34,558	201,432	1.9
資本金	0			39,297	39,297	3,206		3,206	41,076	
法定準備金				0	0	6		6	6	
剰余金				27,001	27,001	△790		△790	26,211	
うち当期末処分利益				△452	△452	△193		△193	△645	
正味財産	21,433	827	22,260		22,260		1,973	1,973	24,233	
うち当期正味財産増減額	△ 14	363	349		349		64	64	413	
資本（正味財産）合計	21,433	827	22,260	66,298	88,558	2,422	1,973	4,395	91,526	4.3
負債・資本合計	127,421	3,099	130,520	139,419	269,939	22,396	16,557	38,953	292,958	2.3

資料　東京都「機能するバランスシート」

二度目のバランスシート作成公表になるが，今回示された「機能するバランスシート（中間報告）――東京都の経営を考える冷徹な用具――」と題された報告書は，石原都知事が選挙戦で公約していたこともあり，中間報告であるが非常に先駆的内容となっている。６名の専門家チームによるもので，都財政に対して厳しい示唆を与えている。

同報告書は，従来普通会計にとどまっていた対象範囲を都全体，つまり普通会計はもちろん公営企業会計や64の東京都管理団体（株式会社，公益法人等）まで含めたことで，わが国ではじめて１自治体におけるすべての財務情報を提供することを試みた。第５表から見て取れるように，従来提供さ

第6表　多摩都市整備本部全体のバランスシート（1998年度末）

（単位　百万円）

	多摩都市整備本部				東京都管理団体（多摩都市整備本部所管）			合計	重複控除	全体
	普通会計	新住宅市街地再開発事業会計	相原小山開発事業会計	計	㈱多摩ニュータウンセンター開発	㈱東京スタジアム	計			
流動資産	488	10,637	81	11,206	1,192	5,084	6,276	17,482		17,482
現金預金	86	10,556	17	10,659	715	4,621	5,336	15,995		15,995
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0		0
その他	402	81	64	547	477	463	940	1,487		1,487
固定資産	170,220	77,733	64,442	312,395	32,079	3,641	35,720	348,115	36,355	311,760
有形固定資産	121,561	77,733	64,436	263,730	32,062	3,593	35,655	299,385	0	299,385
貸付金	35,081	0	6	35,087	0	0	0	35,087	35,081	6
その他	13,578	0	0	13,578	17	48	65	13,643	1,274	12,369
繰延資産	0	0	0	0	0	79	79	79	0	79
資産合計	170,708	88,370	64,523	323,601	33,271	8,804	42,075	365,676	36,355	329,321
流動負債	994	1,785	1,968	4,747	7,728	11	7,739	12,486	0	12,486
未払金・未払費用	994	81	64	1,139	167	11	178	1,317		1,317
借入金	0	1,704	1,897	3,601	7,439	0	7,439	11,040		11,040
その他	0	0	7	7	122	0	122	129		129
固定負債	29,439	120,317	90,691	240,447	29,567	59	29,626	270,073	35,081	234,992
借入金	29,439	120,317	78,776	228,532	11,605	0	11,605	240,137	35,081	205,056
未払金	0	0	11,915	11,915	11,204	0	11,204	23,119		23,119
その他	0	0	0	0	6,758	59	6,817	6,817		6,817
負債合計	30,433	122,102	92,659	245,194	37,295	70	37,365	282,559	35,081	247,478
資本金					1,794	9,593	11,387	11,387	1,274	10,113
法定準備金					0	0	0	0		0
剰余金					△5,818	△ 859	△6,677	△6,677		△6,677
うち当期末処分利益					△ 864	△ 215	△1,079	△1,079		△1,079
正味財産	140,275	△33,732	△28,136	78,407				78,407		78,407
うち当期正味財産増減額	△1,394	△ 612	△3,908	△5,914				△5,914		△5,914
資本合計	140,275	△33,732	△28,136	78,407	△4,024	8,734	4,710	83,117	1,274	81,843
負債・資本合計	170,708	88,370	64,523	323,601	33,271	8,804	42,075	365,676	36,355	329,321

資料　東京都「機能するバランスシート」（抜粋）

れてきた財務情報の普通会計の規模に比べて，都全体の活動規模が非常に大きいことが読み取れる。

また，部門別バランスシート（管理会計）を導入し，例示として多摩ニュータウン計画について検討した。このことによって，同事業がすでに財政的に破綻しているという結論を導いている。さらに，今後の対応策として損切りルールなどを提言するなど財政再建に向かう指摘を行っている。バランスシート作成の目的が行政評価，事業評価に資するべき情報提供ということを明白に語っていると言える（第6表）。

４．バランスシート作成と財政運営の効率化

国や地方自治体のバランスシート作成及び公表の目的はなんであろうか。国が先般バランスシートを作成公表した背景には，国の財政制度の複雑さと情報公開の不十分さからくる国民からの不信感があった。バブル崩壊後の景気低迷と度重なる景気対策によって国債を増発し日本政府の債務残高は史上最悪のレベルを更新し続けている。しかし，様々に分断された情報提供のため，一覧性のあるわが国の財政の状況が見えにくくなっており，このことが逆に隠れた債務がまだまだたくさんあり，実際はもっと悪いのではないかという不安感を生んだ。また，現行では国の予算情報は多く提供されても，本来重視されるべき結果（決算）の情報は軽視されてきた。現金主義がとられていることから，１年の間の収支のみに神経が集中され，ストック情報（負債と資産）が不十分であった。負債（国債や地方債等）の残高は示されても，それに見合う資産が形成されているのか，それとも債務のみが残っているだけなのか等については，国民は把握のしようがなかった。

このようななかで，実際のわが国の財政状況を的確に把握することが要望され，不透明さからくる国民の不安感を取り除くためにバランスシート作成が期待されたといえる。もちろんその裏には，バランスシート作成に引き続く財政再建への強い要望があったことも事実であろう。

つまり，徹底した情報公開による透明性の確保，さらに進めば財政運営の効率化あるいは財政再建に資するものとしてバランスシートを利用していこうというのがバランスシートの作成に期待された目的であると考えられる。

自治省の作成マニュアルは各自治体で進行していたバランスシート作成方式を統一し，各自治体が作る貸借対照表を比較可能にしたことは評価ができることであったが，一方で各自治体の独自努力にストップをかけてしまったことは否めない。自治省方式を採用している自治体ほどバランスシート作成の目的，あるいはその背景にあるものを理解できていないという指摘もある。つまりバランスシート作成は財政の効率的運営，透明性の確保へ向けた一つの通過点であると期待されたものが，実際は作成自身が目的化している。

もちろん，バランスシート自身が何かをしてくれるわけではなく，それによって何を知り，財政の効率化にどのように利用していくのかは，中央政府あるいは地方政府自身のこれからの問題である。東京都の「機能するバランスシート」によって指摘されたことが，実際に都行政に活用されていくことを期待したい。

（注） 2001年１月よりの中央省庁再編で自治省は総務省となったが本文中はすべて旧称で表示している。

（丹羽由夏・たんばゆか**）**